

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 2 月

危機管理



岩田合同法律事務所 危機管理小委員会
弁護士・公認会計士・公認不正検査士 [武藤 雄木](#)

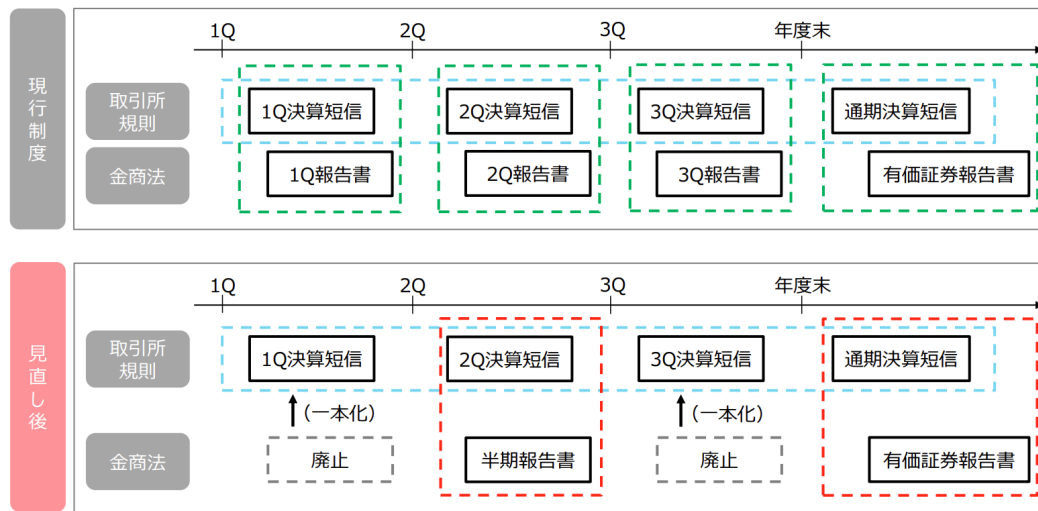
金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の改正により、2024 年 4 月から四半期決算の四半期決算短信への「一本化」が始まり、速報性の観点等から四半期決算に対する監査人のレビューは原則として任意化されました。これにより四半期決算の信頼性が低下するのではないかと危惧する向きもあったところでしたが、改正後の最初の四半期決算の訂正が前年同期比 1.8 倍になったという調査結果¹（以下「本調査結果」といいます。）が明らかとなりました。そこで、本稿では四半期開示制度の見直しについてあらためて概括するとともに、改正後の四半期決算短信のレビューの状況及び本調査結果の概要を解説いたします。

1 四半期開示の見直しの概要

2023 年 11 月 20 日、「金融商品取引法等一部を改正する法律」が成立し、2024 年 4 月 1 日から金商法の四半期報告書は廃止され、四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されました。これにより、四半期報告書の提出義務が撤廃され、従前四半期報告書の作成義務がない有価証券報告書提出会社に提出が求められていた半期報告書の提出が必要となりました（下表参照）。そして、四半期報告書の廃止により情報開示の後退と受け取られないようにする観点から、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）が四半期決算短信の開示内容に追加されることとなった一方で、速報性等の観点から監

¹ 「四半期決算短信の訂正が前年同期比 1.8 倍に」週刊経営財務 No.3687.4 頁。

査人によるレビューは義務付けないこととされました²。



(株東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」8頁より抜粋)

2 四半期決算短信のレビュー及び決算訂正の状況

金商法の上記改正を受けて四半期決算短信の監査人によるレビューを受ける上場会社は大きく減少し、2024年6月30日に終了する第1四半期又は第3四半期に係る決算短信について任意のレビューを実施した上場会社は全体の27.3%となりました。プライム市場の実施率が27.3%と最も高く、次いでスタンダード市場(20.9%)、グロース市場(17.5%)となっています³。

レビューの任意化には、不正の発見や改善が遅れかねないという投資家の懸念もあったところ、本調査結果⁴によりますと、同日に終了する第1四半期の決算短信の訂正件数は前年同期比で1.8倍に増加し、訂正を行った企業の全体に対するレビューの実施状況別の割合は、レビュー有りが2.27%、同なしが1.79%であったとのことでした。このように、レビューを実施している上場会社において相対的に訂正事例が多くみられ、昨年との比較で数字を押し上げている印象を与えますが、その訂正の内容に関しては、レビューを実施していない上場会社の決算訂正の7割弱が財務情報に関するものであったのに対して、レビューを実施している上場会社のものについては比較的軽微な訂正などが多く、財務情報に関するものは4割弱に留まったということでした。

² 直近の有価証券報告書に添付される監査報告書に監査人の「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合などでは、四半期財務諸表等についてレビューが義務付けられることになります(有価証券上場規程404条3項、同施行規則405条2項)。

³ (株)東京証券取引所「四半期開示の見直し後の四半期決算短信の開示動向」3、5頁参照。

3 今後の展望

金商法の改正によりレビューの実施は任意となり、レビューを行わないことを選択した上場会社においてもその大半が程度にばらつきはあるものの年度監査の一環として四半期決算を見るよう監査人に求めている状況にあるとされています。四半期決算短信を訂正したレビューを実施していない上場会社において監査人にどの程度の関与を求めていたかは明らかではありませんが、本調査結果は、財務数値の訂正を要するという相対的に重要な四半期決算の誤りを監査人のレビューが防止・発見する可能性を高めることを実証的に示すと見得るものであるため、今後も同様の傾向が続くこととなるかが注視されます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
ymutou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。